

平成25年度 事務事業評価シート

平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	地域活動支援センター(地域ケア型)事業補助金					継続			
コード	24	-	32	-	04	-	00	予算事業名	施設援護
担当部署	福祉部	障害者福祉課		障害給付担当		予算事業コード	会計 10 款 03 項 01 目 03		

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務
基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	実施計画事業名	施設援護
方向性(節)	1節	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	川越市障害者支援計画
施策	3	障害者福祉の推進	当事業に関連する事務事業	なし
細施策	5	福祉サービスの充実		
事業実施の根拠となる法令・条例等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	障害者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜を供与する事業所に運営費等の補助を行うことにより、障害者等の福祉の増進を図る
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	事業者が事業要する運営費、建物改修費及び送迎車購入費等を補助する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	159,375	44,377	44,377	113,411	105,911	
(25年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	41,750	40,859	40,750	103,211	105,911	130,829
人件費 B	367	367	734	734	1,101	1,101
総コスト(C = A + B)	42,117	41,226	41,484	103,945	107,012	131,930
正規職員(1年間の従事人数)	0.05人	0.05人	0.10人	0.10人	0.15人	0.15人
臨時職員(1年間の従事人数)						
国県支出金 D	13,124	12,874	12,874	30,973	32,054	41,513
その他特定財源 E						
市の財政負担(= C - D - E)	28,993	28,352	28,610	72,972	74,958	90,417

25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
成果	年間延べ利用人数	人数	6,542	6,595	7,018	16,467	21,027	26年度 25,587
	指標の定義・説明	地域活動支援センター(地域ケア型)を利用した年間延べ人数						
成果	事業所数	箇所	2	2	2	6	7	26年度 8
	指標の定義・説明	地域活動支援センター(地域ケア型)の事業所数						
								年度
	指標の定義・説明							
								年度
	指標の定義・説明							

指標に基づく評価

障害者の社会参加の促進を図るという点から、成果を挙げていると考える。

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	必要性に課題
当該事業は県から事業費の1/2まで補助があるが、類似の事業で国県が3/4負担する事業がある。施設の人員、設備等の負担金を受けられるための基準を満たすよう事業者を指導し、類似の事業に移行させていく必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	障害者の日中活動の場が不足し、行き場がなくなるため、廃止・縮小は困難である。

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		福祉部				障害者福祉課	障害給付担当
事務事業名称		24	32	04	00	地域活動支援センター(地域デイケア型)事業補助金	
今後3年間の方向性	25年度	継 続					
	26年度	継 続					
	27年度	継 続					

地域活動支援センター（地域デイケア型）事業補助金 概要

1 地域活動支援センター（地域デイケア型）とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条第26項に規定する地域活動支援センターであって、埼玉県地域活動支援センター（サービス向上型）事業実施要綱及び川越市地域活動支援センター（地域デイケア型）事業実施要綱に定める基準を満たすもの。

2 事業目的

地域活動支援センター（地域デイケア型）を設置、運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体が事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

3 補助内容

地域活動支援センター（地域デイケア型）事業の運営費、初年度設備費、建物改修費及び送迎車購入費を補助する。

4 根拠法令等

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- ・ 埼玉県地域活動支援センター（サービス向上型）事業実施要綱
- ・ 埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金交付要綱
- ・ 川越市地域活動支援センター（地域デイケア型）事業実施要綱
- ・ 川越市地域活動支援センター（地域デイケア型）事業費補助金交付要綱

5 事業の沿革

平成20年4月1日	川越市の実施要綱及び補助金交付要綱施行
平成20年4月1日	1事業者が地域デイケア施設より移行
平成21年4月1日	1事業者が地域デイケア施設より移行
平成24年4月1日	4事業者が地域デイケア施設より移行
平成24年6月1日	1事業者が生活介護事業所に移行

地域活動支援センター(地域デイケア型)補助実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額	0	159,375,000	44,377,000	44,377,000	113,411,000	105,911,000
対象事業者	1	2	2	2	6	5
交付済額	15,000,000	41,749,500	40,858,910	40,749,500	103,210,455	
県補助金	4,500,000	13,124,000	12,874,000	12,874,000	31,596,000	

地域デイケア事業運営費補助実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額	250,163,000	96,535,600	189,303,440	174,896,000	7,500,000
対象事業者	20	16	14	14	1
交付済額	227,695,500	166,506,300	164,883,789	153,912,615	5,432,751
県補助金	75,782,000	58,757,000	59,107,000	54,571,000	1,362,000

地域活動支援センター（地域デイケア型）事業補助額

種 目	基 準 額		対象経費（ 1 ）
地域活動支援センター A 型	基本分	14,408,000円	施設の運営に要する人件費、事務費及びその他の経費
	重度加算分	実施要綱第4条第2項の重度障害者の割合に応じて別表1-2により算定された額	
	就労支援加算分	実施要綱第7条第4項に適合する就労支援員を配置しているとして別表1-2により算定された額	
	機能強化分	施設の実績が5年以上かつ実利用人数が10人以上の施設対し、別表1-2により算定された額	
地域活動支援センター B 型	基本分	12,306,000円	施設の運営に要する人件費、事務費及びその他の経費
	重度加算分	実施要綱第4条第2項の重度障害者の割合に応じて別表1-2により算定された額	
	就労支援加算分	実施要綱第7条第4項に適合する就労支援員を配置しているとして別表1-2により算定された額	
	機能強化分	施設の実績が5年以上かつ実利用人数が10人以上の施設対し、別表1-2により算定された額	
移行支援加算 (3)	心身障害者地域デイケア施設から移行した施設に限り、運営費補助が著しく減額となる場合は、従前の制度である心身障害者地域デイケア事業実施時の90%の範囲内で差額を補助する。算定基準については、別表1-3のとおりとする。		
初度設備費及び建物改修費 (4)	1 施設当たり500,000円と補助対象者（施設の運営主体）の対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額。		施設の運営に要する初度設備整備費及び建物改修費
送迎車購入費	1 施設1台当たり1,800,000円と補助対象者（施設の運営主体）の対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額。		施設の運営に要する送迎車購入費

1 対象となる地域活動支援センター（地域デイケア型）施設の運営主体は、社会福祉法人又は特定非営利活動法人等とする。

2 事業が1年に満たない場合は、基本分+重度加算分+就労支援加算分を加えた額を12で除して得た額に事業月数（1月未満は1月とする。）を乗じて得た額と対象経費を比較して少ない方の額から、500,000円×事業月数を差し引いた額を基準額とする。

3 移行支援加算については、平成24年度限りのものとする。

4 初度設備費については、事業開始初年度に限る。

別表 1 - 2

		地域活動支援センター A型	地域活動支援センター B型
重度加算 ()	実利用人員 ～ 20%	1,051,000円	525,500円
	21～40%	2,102,000円	1,051,000円
	41～60%	4,204,000円	2,102,000円
	61～80%	6,306,000円	3,153,000円
	81～100%	8,408,000円	4,204,000円
就労支援加算分		2,102,000円	
機能強化費		1,500,000円	

実利用人員に占める重度障害者の割合に応じた、右欄に掲げる額を基準額とする。

別表1 - 3
 移行支援加算算定基準額

第1欄	第2欄		第3欄
種目	基準額		対象経費
運営費	次の基準単価 × 在籍者数(1)の合計とする。		事業に要する人件費、事業費、その他の経費又は運営に要する経費
	重度障害者	1人月額99,600円 (104,680円)(2)	
	その他の障害者	1人月額53,100円 (55,810円)(2)	
送迎助成費	1施設当たり 1台月額35,000円		送迎車に要する燃料費等
地域活動支援センター(地域デイケア型)施設等借上料の補助	実費(月額) 120,000円を限度とする		地域活動支援センター(地域デイケア型)事業に要する作業場の借上げに要する経費

- 1 「在籍者数」は、各月1日における川越市の在籍者数とする。
- 2 カッコ書きの金額は各月の初日における在籍者数が10人未満の場合について適用する。